

米国の関税政策 (木材関連)

2026年7月24日現在

林野庁 木材利用課

米国の日本に対する木材関税の現状①

日本時間7月24日13時1分以降適用

- 分野別関税（1962年通商拡大法232条調査対象）が適用される木材

【主に針葉樹の丸太、製材、枕木】

→ 10% + MFN税率

（米国MFN税率は無税のため、分野別関税10%のみが適用）

- 1974年通商法301条に基づく関税が適用される木材

【原則として分野別関税が適用される木材以外】

→ 12.5%

※ MFN税率:WTO加盟国に対して等しく適用される税率

米国の日本に対する木材関税の現状②

我が国に対する主な木材等関税

日本時間7月24日13時1分以降適用

HS	品目説明	7/24 13:01以降の 関税率	7/24までの 関税率
4401	チップ、ペレット、薪	12.5%	10%
4402	木炭	12.5%	10%
4403	丸太	分野別関税 10% (その他 12.5%)	10%
4404	木杭・棒	12.5%	10%
4405	木毛及び木粉	12.5%	13.2%
4406	枕木	分野別関税 10% (その他 12.5%)	10%
4407	製材	分野別関税 10% (その他 12.5%)	10%
4408	単板	12.5%	10%
4409	加工木材	12.5%	10%～14.9%
4410	パーティクルボード・OSB	12.5%	10%

HS	品目説明	7/24 13:01以降の 関税率	7/24までの 関税率
4411	繊維板・MDF	12.5%	10%～16%
4412	合板、集成材	12.5%	10%～18%
4413	改良木材	12.5%	13.7%
4414	木製額縁	12.5%	13.9%
4415	木製のケース・箱	12.5%	10%～20.7%
4416	樽	12.5%	10%～13.2%
4417	木製工具	12.5%	10%～15.1%
4418	木製建具、建築用木工品、 構造用集成材、CLT、LVL	12.5%	10%～18%
4419	食卓用品・台所用品	12.5%	13.2%～15.3%
4420	寄せ木・木製の装飾品	12.5%	10%～14.3%
4421	その他の木製品	12.5%	10%～20.7%

- ・HSコード：国際的に統一された商品分類コードのこと。
- ・4411、4421については、一部従量課税の品目あり。
- ・詳細は8～14ページを参照。

米国の日本に対する木材関税の現状③

我が国に対する主な木材等関税

時間軸

品 目	2026年 7月24日から	2026年 7月23日まで	2026年 2月23日まで	2025年 10月13日まで	2025年 8月6日まで	2025年 4月4日まで
分野別関税適用（木材） 丸太、製材、枕木（主に針葉樹）	(通商拡大法232条) 分野別関税 10% + MFN (変化なし)	(通商拡大法232条) 分野別関税 10% + MFN	(通商拡大法232条) 分野別関税 10% + MFN	MFN	MFN	MFN
HS4401-4413（分野別関税適用以外） 丸太、製材、枕木（主に広葉樹）、合板、 パーティクルボード、OSB等	(通商法301条) 一律12.5%	(通商法122条) 10% + MFN	(IEEPA) 相互関税 一律15%	MFN	MFN	MFN
HS4414-4421 構造用集成材、CLT、その他木製品（竹製等）、 さねはぎ材、建具、木工品（寄木細工、装飾木箱、 パレット）、食器等	(通商法301条) 一律12.5%	(通商法122条) 10% + MFN	(IEEPA) 相互関税 一律15%	(IEEPA) 相互関税 一律15%	(IEEPA) 相互関税 10%	MFN
分野別関税適用（一部の木製家具） 特定の布張り家具、キッチンキャビネット、 洗面化粧台等	(通商拡大法232条) 分野別関税 一律15% (変化なし)	(通商拡大法232条) 分野別関税 一律15%	(通商拡大法232条) 分野別関税 一律15%	(IEEPA) 相互関税 一律15%	(IEEPA) 相互関税 10%	MFN
木製家具（分野別関税適用以外） 椅子、オフィス用、寝室用等	(通商法301条) 一律12.5%	(通商法122条) 10% + MFN	(IEEPA) 相互関税 一律15%	(IEEPA) 相互関税 一律15%	(IEEPA) 相互関税 10%	MFN

※ 詳細は8～14ページを参照

MFN税率: WTO加盟国に対して等しく適用される税率

(木材等の分野別関税適用の米国関税コード)

丸太: 4403.11.00、4403.21.01、4403.22.01、4403.23.01、4403.24.01、4403.25.01、4403.26.01、4403.99.01

製材: 4407.11.00、4407.12.00、4407.13.00、4407.14.00、4407.19.00

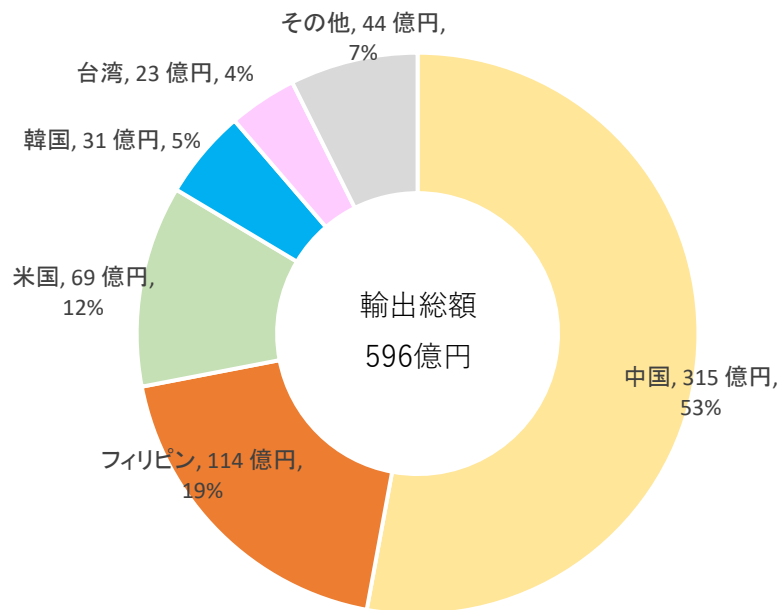
枕木: 4406.11.00、4406.91.00

木製家具: 9401.61.4011、9401.61.4031、9401.61.6011、9401.61.6031、9403.40.9060、9403.60.8093、9403.91.0080

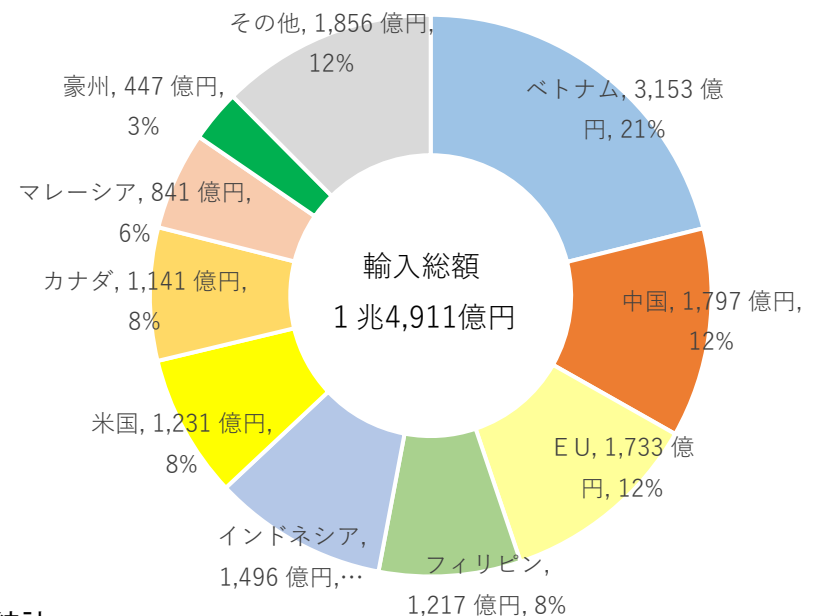
我が国の木材貿易

- 我が国の木材輸出額は596億円(2025年)。主な輸出先は、中国(丸太)、フィリピン(合板)、米国(製材)、韓国(丸太)、台湾(丸太)。
- 木材輸入額は、1兆4,911億円(2025年)。主な輸入先は、ベトナム(チップ、ペレット)、中国(その他の木製品)、EU(製材、集成材)、フィリピン(建築用木工品)、インドネシア(合板)、米国(丸太、チップ、ペレット)、カナダ(製材、ペレット)、マレーシア(合板)、豪州(チップ)。

我が国の木材輸出(2025)



我が国の木材輸入(2025)

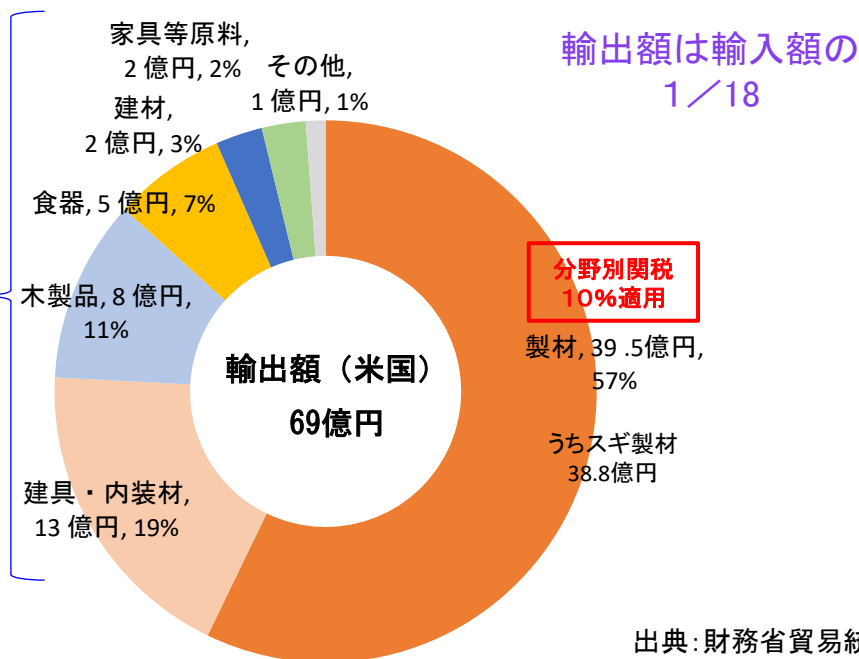


出典:財務省貿易統計

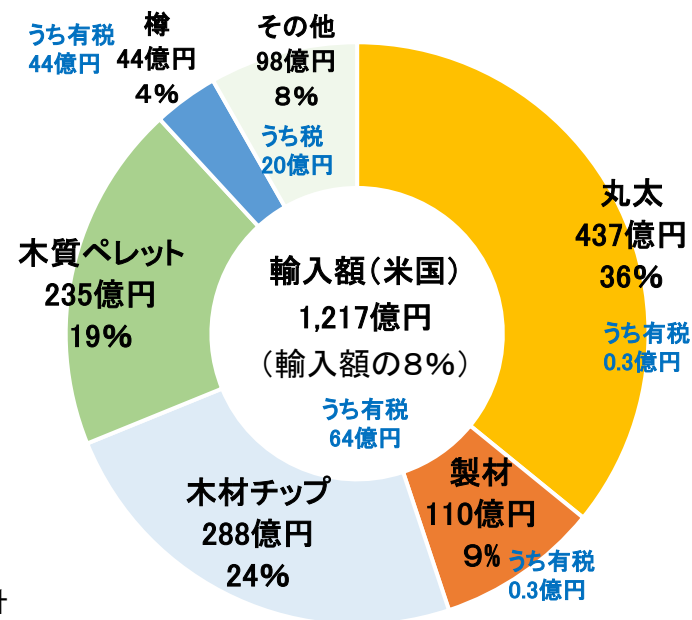
我が国の米国との木材貿易

- 我が国の米国への木材輸出額は69億円(2025年)。中国、フィリピンにつぐ第3位の輸出先。製材(主にスギ)が39.5億円で57%を占める。
- 木材輸入額は、1,217億円(2025年)。ベトナム、中国、EU、フィリピン、インドネシアにつぐ第6位の輸入先。主な輸入品目は、丸太(36%)、木材チップ(24%)、木質ペレット(19%)。

米国への木材輸出(2025)



米国からの木材輸入(2025)



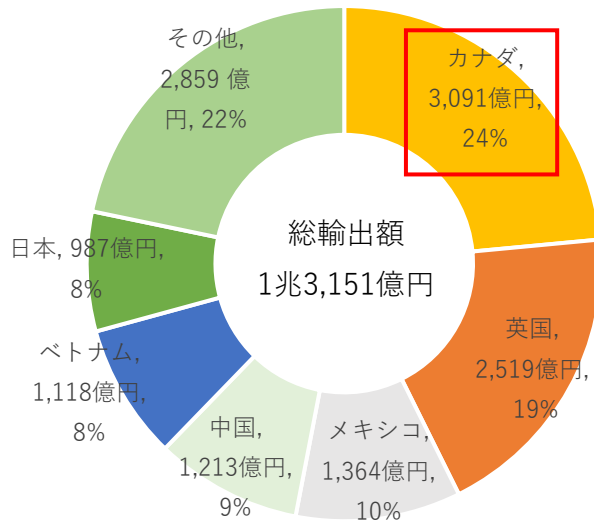
- 分野別関税適用: 約57%(針葉樹製材)
- 1974年通商法301条関税適用: 約43%(建具・内装材、木製品、食器、建材等)

輸入額のうち有税の品目: 64億円(5%)
 →丸太(0.3億円)、製材(0.3億円)、樽(44億円)、その他(20億円)

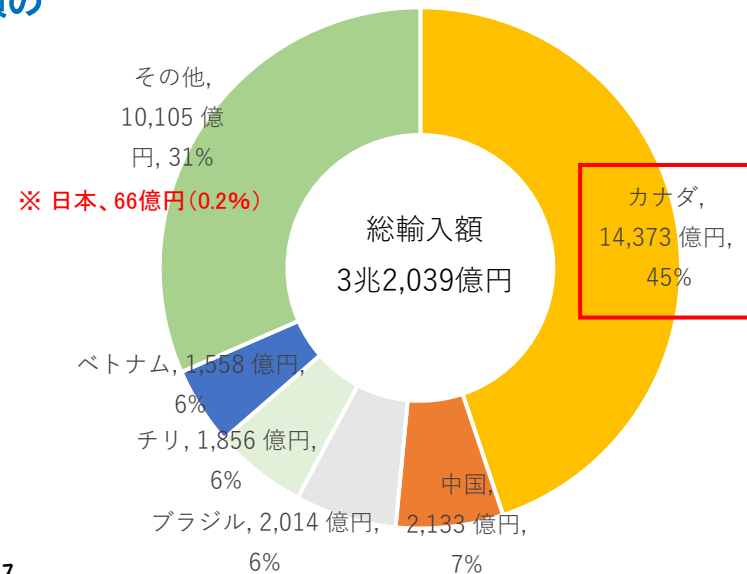
米国の木材貿易

- 米国の木材輸出額は約1兆3千億円(2025年)。主な輸出先は、カナダ(24%)、英国(19%)、メキシコ(10%)、中国(9%)、日本(8%)。
- 木材輸入額は、約3兆2千億円(2025年)。主な輸入相手は、カナダ(45%)、中国(7%)、ブラジル(6%)。日本からは66億円(0.2%)の輸入。

米国の木材輸出(2025)



米国の木材輸入(2025)



出典: グローバル・トレード・アトラス

● カナダが輸出入ともに第1位の相手先

- 輸出で24%(製材、建築用木工品等)、輸入で45%(製材、パーティクルボード・OSB等)を占める。
- カナダとは針葉樹製材紛争をかかえており、2025年には米国がダンピング防止税及び相殺関税を引き上げ。これにより、カナダから輸入される針葉樹製材の関税は、両税の合計で35.19%(一部輸出業者は税率が異なる)。

米国の木材輸入

米国の木材輸入の詳細(2025)

輸入先国	木材輸入額	割合	主な品目
カナダ	1兆4,373億円	45%	製材、パーティクルボード・OSB
中国	2,133億円	7%	その他木製品、寄木
ブラジル	2,014億円	6%	加工木材、建築用木工品
ベトナム	1,856億円	6%	合板、その他木製品
チリ	1,558億円	5%	合板、製材
インドネシア	1,295億円	4%	合板、建築用木工品
ドイツ	1,239億円	4%	製材、繊維板
メキシコ	994億円	3%	その他木製品、建築用木工品
総額	3兆2,039億円		

- 輸入先第1位のカナダ(45%)からの木材輸入額は、5割が製材。
- 日本からの輸入は、66億円(0.2%)

出典:グローバル・トレード・アトラス

これまでの経緯①

○現地時間2025年3月1日、米国は1962年通商拡大法第232条に基づく調査を開始するための大統領令を発表。

○商務長官は大統領に対して270日以内に調査結果と提言を提出する。

「輸入木材による国家安全保障の脅威への対応に関する大統領令」のポイント

1 目的

木材産業は、米国の国家安全保障、経済、産業にとって不可欠な重要な製造業。一方、2016年以降、米国は木材純輸入国となっている。木材等に関する安全で弾力性のあるサプライチェーンの確保のため、外国産木材等の輸入が国家安全保障を損なう恐れがあるか判断する必要がある。

2 指示

(1) 調査

(a) 商務長官は、木材等の輸入が国家安全保障に及ぼす影響を判断するため、通商拡大法第232条に基づく調査を開始する。

(b) この調査を実施するにあたり、商務長官は、以下の関連要因を評価する。

- ・外国政府による補助金及び略奪的貿易慣行が米国の木材産業の競争力に及ぼす影響
- ・輸入を削減するために国内の木材等の生産能力を拡大することの実現可能性
- ・現行の通商政策が国内の木材等の生産に及ぼす影響、また、国家安全保障を確保するために関税や割当枠などの追加措置が必要かどうか

(2) 必要な措置

本命令の日付から270日以内に、商務長官は大統領に以下の内容を含む報告書を提出する。

- ・木材等の輸入が国家安全保障を脅かすことに関する調査結果
- ・潜在的な関税、輸出規制、国内生産増加へのインセンティブなど、脅威を緩和するための行動に関する提言

これまでの経緯②

- 現地時間2025年4月2日、米国は国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、相互関税(我が国は24%)を発表。ただし、木材(うち丸太、製材、合板等)、医薬品、半導体などは除外。
- 現地時間7月7日、米国は相互関税を変更する大統領令を発表(我が国は25%に)。
- 現地時間7月22日、日米合意により現行税率15%未満の税率は15%、15%以上は現行税率で追加なし。

【4月2日、9日の大統領令(相互関税)の概要】

- ・ 4月5日から、全ての国を対象に10%の追加関税を実施(最低税率)。
- ・ 4月9日から、対象国(57の国・地域)に対して上乗せ税率を賦課(我が国は24%)。

相互関税(最低税率+上乗せ税率)は、日本:24%、EU:20%、中国34%、韓国25%、ほか

→ 4月9日に上乗せ税率を一旦発動後、同日に90日間停止し(7月10日まで)、最低税率のみ賦課(日本も10%のみ適用)。

(適用除外木材)

丸太、製材、合板等(HS4401-4413)

(相互関税が適用される木材)

木製建具、その他木製品、木製食器等(HS4414-4421)

【7月7日大統領令の概要】

- ・ 相互関税(上乗せ税率)の適用停止期限を8月1日まで延長。
- ・ 8月1日からの新たな相互関税率について、書簡にて14か国に通知(我が国は24%→25%)。
→ 実際に適用はされず、8月7日から新たな相互関税が適用

【7月22日の日米合意の概要】

- ・ 現行税率15%未満の品目の税率は15%。
- ・ 現行税率15%以上の品目の税率はMFN税率のみ適用で追加なし。

これまでの経緯③

- 現地時間2025年7月31日、米国は8月7日から適用される新たな相互関税に係る大統領令を発表。4月2日の大統領令に基づく措置から引き続き、木材(うち丸太、製材、合板等)、医薬品、半導体などは相互関税の適用除外となった。
- 9月4日の日米間の合意の履行に関する大統領令においても、木材の扱いは変わらず。

【7月31日大統領令の概要】

- ・ 8月7日から新たな相互関税を適用。
- ・ 我が国に対する相互関税は15%。適用除外については4月2日大統領令の措置の多くを引き継ぐこととなり、**丸太・製材・合板等(HS4401-4413)は適用外。**
- ・ 一方、木製建具、木製食器等については8月7日以降は新たな相互関税が適用。
- ・ 我が国適用の15%の税率の扱いは、7月22日の日米合意内容と異なり、現行関税+15%。

(適用除外木材)

丸太、製材、合板等(HS4401-4413)

(相互関税が適用される木材)

木製建具、木製食器等(HS4414-4421)

【9月4日大統領令の概要】

- ・ 日米間の合意の履行に関し、7/31大統領令(新たな相互関税)を修正。
- ・ 現行関税15%未満の品目の税率は15%
- ・ 現行関税15%以上の品目はMFN税率のみ適用で追加なし
- ・ **丸太・製材・合板等(HS4401-4413)は、引き続き適用外。**

【他国に対する米国関税率(9月5日時点)】

- ・ 英国:10%、ベトナム:20%、インドネシア19%、マレーシア19%、EU15%、インド50%、韓国15%、ブラジル50%、カナダ35%。
- ・ 中国:30%(追加関税20%+相互関税10%)。

これまでの経緯④

- 現地時間2025年9月29日、米国は1962年通商拡大法232条に基づき、木材及び木製品に対する分野別関税に関する大統領令を発表。
- 針葉樹の丸太及び製材品に10%の分野別関税を課し、10月14日以降の輸入に適用。
- 232条関税の対象とならない品目は、原則として相互関税の対象（日本は15%）。

【大統領令「米国への木材、製材品及びそれらの派生品の輸入の調整」等のポイント】

- ・ 針葉樹の丸太及び製材品に10%、特定の布張り家具（椅子、ソファなど）に25%、キッチンキャビネット及び洗面化粧台並びにその部品に25%の分野別関税を課し、10月14日東部夏時間午前0時1分以降の輸入に適用する。
- ・ 2026年1月1日以降は、国家安全保障上の脅威を取り除く合意がされなければ、特定の布張り家具は30%、キッチンキャビネット及び洗面化粧台は50%に引き上げる（12/31に引き上げが1年延期）。
- ・ 上記にかかわらず、日本及びEUに対しては、本大統領令による分野別関税と通常の関税（MFN）の合計を上限で15%とする（特定の布張り家具やキッチンキャビネット及び洗面化粧台並びにその部品が対象）。
- ・ 今回の措置である通商拡大法232条関税の対象とならない品目については、原則として相互関税の対象となる。

（分野別関税対象の針葉樹の丸太、製材、枕木の米国関税コード）

丸太: 4403.11.00、4403.21.01、4403.22.01、4403.23.01、4403.24.01、4403.25.01、4403.26.01、4403.99.01

製材: 4407.11.00、4407.12.00、4407.13.00、4407.14.00、4407.19.00

枕木: 4406.11.00、4406.91.00

※ 次のラインについては、相互関税（15%）が適用されるリストから除外。

丸太: 4403.42.00、4403.49.02

製材: 4407.21.00、4407.22.00、4407.23.01、4407.25.00、4407.26.00、4407.27.00、4407.28.00、4407.29.02

単板: 4408.31.01、4408.39.02

これまでの経緯⑤

- 現地時間2025年11月14日、米国は貿易交渉の進展や米国内における特定製品の需要・国内生産能力を踏まえ、相互関税の対象外品目を拡大する大統領令を発表。
- 特定の農産品、林産品が、米国時間11月13日から相互関税の対象外となる。
- 木材では、一部の丸太、製材、単板、加工木材が該当。

【特定の農産品に関する相互関税の適用範囲の改正に関する大統領令のポイント(木材)】

- ・ 新たに相互関税対象外となる木材

丸太(広葉樹)、製材(広葉樹)、単板(針葉樹、広葉樹)、加工木材(竹製)

(米国関税コード)

丸太: 4403.91.00、4403.93.01

製材: 4407.93.00、4407.94.00、4407.95.00、4407.96.00、4407.97.00、4407.99.02

単板: 4408.10.01、4408.90.01

加工木材: 4409.21.05、4409.21.90

→ 2/20大統領令及び布告では、通商法122条に基づく新たな関税の対象外品目リストには入っていない。

これまでの経緯⑥

- 現地時間2026年2月20日、米国は特定関税措置の終了に関する大統領令及び国際収支の根本的問題に対応するための一時的輸入追加関税の導入に関する布告及びファクトシートを発表。
- 相互関税を停止し、代わりに1974年通商法122条に基づく一時的輸入課徴金を2月24日から10%賦課(分野別関税品目(木材等)は対象外)。
- 現地時間2026年4月20日から、米国関税・国境警備局は国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき課された相互関税等について、還付の申請受付を開始。

【特定関税措置の終了に関する大統領令のポイント】

- ・ 過去の複数の大統領令で国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づきかされた追加の付加価値関税は、もはや効力を持たず、可能な限り速やかに徴収が停止。

【大統領令国際収支の根本的問題に対応するための一時的輸入追加関税の導入に関する布告及びファクトシートのポイント】

- ・ 1974年通商法第122条に基づき、一時的輸入課徴金を布告し、2026年2月24日から150日間(7月24日まで)、米国に輸入される物品に対して10%の従価関税を賦課。
- ・ ①布告の附属書Ⅱに掲載の国内で十分に生産できない資源や重要品目、一部農産物等、及び②1962年通商拡大法232条に基づく分野別関税品目は122条関税の対象外(以下の関税ライン)。

①附属書Ⅱに掲載品目

丸太: 4403.42.00, 4403.49.02

製材: 4407.21.00, 4407.22.00, 4407.23.01, 4407.25.00, 4407.26.00, 4407.27.00, 4407.28.00, 4407.29.02

単板: 4408.31.01, 4408.39.02

②分野別関税品目

丸太: 4403.11.00, 4403.21.01, 4403.22.01, 4403.23.01, 4403.24.01, 4403.25.01, 4403.26.01, 4403.99.01

製材: 4407.11.00, 4407.12.00, 4407.13.00, 4407.14.00, 4407.19.00

枕木: 4406.11.00, 4406.91.00

これまでの経緯⑦

- 現地時間2026年7月23日、米国は通商法301条調査の結果に基づく追加関税を60か国に課す旨を発表。本関税は、通商法122条に基づく10%の暫定輸入関税が、米国時間7月24日0時1分で失効となるため、同時刻から開始するもの。
- 新たな追加関税により、日本から米国への輸出に課される関税率は、米国時間7月24日以降、原則MFN関税率と合わせて12.5%となる。
- 分野別関税10%が課されている木材(主に針葉樹の丸太、製材、枕木)については、本措置の対象外で、引き続き通商拡大法232条に基づく関税が課される。

【米国通商代表部(USTR)発表のポイント】

- ・ 強制労働によって生産された物品の輸入禁止措置を導入・実効的に執行していない60の国・地域に対し、米国時間7月24日0時1分より、通商法301条に基づく関税を賦課。
- ・ USTR調査により、上の60の国・地域のうち、強制労働による物品の輸入禁止措置を行っている17経済圏に対しては追加関税率10%。EU及び台湾に対しては、MFNと合わせて10%(MFNが10%超の場合、追加関税無し)。日本、韓国、スイスに対しては、MFNと合わせて12.5%(MFNが12.5%超の場合、追加関税無し)。その他すべての調査対象の38か国・地域は追加関税率12.5%。
- ・ 通商拡大法232条に基づく品目(分野別関税、木材では主に針葉樹の丸太、製材、枕木)、米国内で供給できなくなる恐れがある原材料等(附属書Ⅱに掲載の品目)については、適用対象外(以下の関税ライン)。

①附属書Ⅱに掲載の品目

丸太: 4403.42.00, 4403.49.02, 4403.98.00

製材: 4407.21.00, 4407.22.00, 4407.23.01, 4407.25.00, 4407.26.00, 4407.27.00, 4407.28.00, 4407.29.02, 4407.99.0295

単板: 4408.31.01, 4408.39.02 合板: 4412.33.57

②分野別関税品目

丸太: 4403.11.00, 4403.21.01, 4403.22.01, 4403.23.01, 4403.24.01, 4403.25.01, 4403.26.01, 4403.99.01

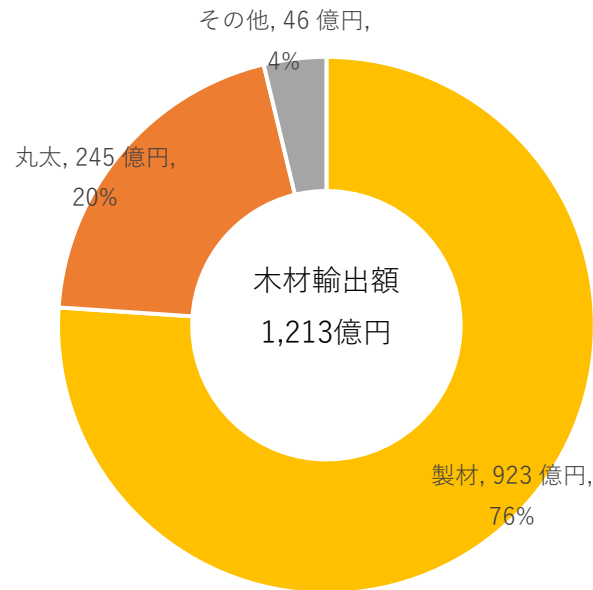
製材: 4407.11.00, 4407.12.00, 4407.13.00, 4407.14.00, 4407.19.00

枕木: 4406.11.00, 4406.91.00

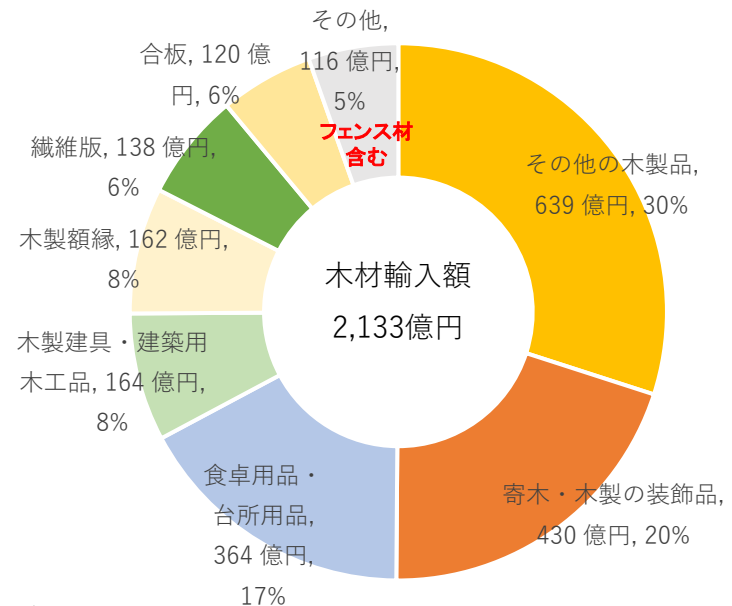
米国の中国との木材貿易

- 米国の対中国木材輸出額は1,213億円(2025年)。主な輸出品目は、製材(76%)、丸太(20%)。
- 木材輸入額は、2,133億円(2025年)。主な輸入品目は、その他の木製品(30%)、寄木・木製の装飾品(20%)、食卓用品・台所用品(17%)、木製建具・建築用木工品(8%)。

米国の対中国木材輸出(2025)



米国の対中国木材輸入(2025)



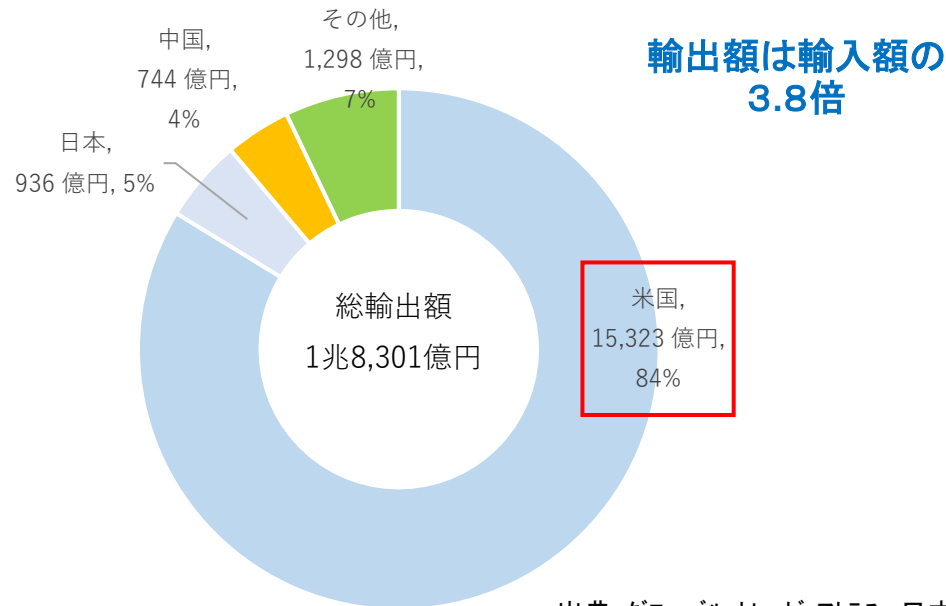
出典: グローバル・トレード・アトラス

- 対中国木材輸出の丸太、製材の中国輸入関税(WTO税率)は無税。
- 中国から輸入している米国の輸入関税(WTO税率): その他の木製品(0~10.7%)、寄木・木製の装飾品(0~4.3%)、食卓用品・台所用品(3.2~5.3%)、木製建具・建築用木工品(0~8%)。フェンス材含む製材の輸入は45億円と2%。

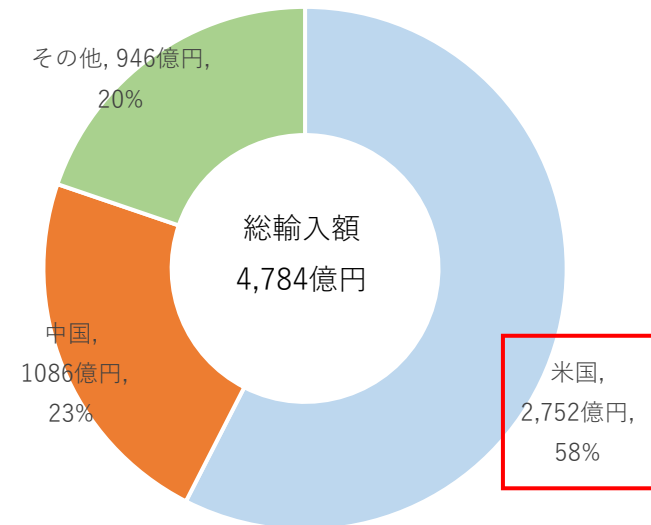
米国とカナダの関係

- 2025年3月4日、カナダとメキシコからの輸入品に対し、現状の関税率に25%を追加（6日に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に適合した輸入品について4月2日まで猶予を発表）。
- 8月1日に、木材を含めた全品目の追加関税は25%→35%に引き上げられたが、USMCAに適合した輸入品については免除を継続（2026年2月、国別関税等の停止及び通商法122条により、原則10%へ）。
- 2026年7月24日からは通商法301条により、追加関税は原則10%。

カナダの木材輸出（2025）



カナダの木材輸入（2025）



出典：グローバル・トレード・アトラス、日本銀行（為替相場）

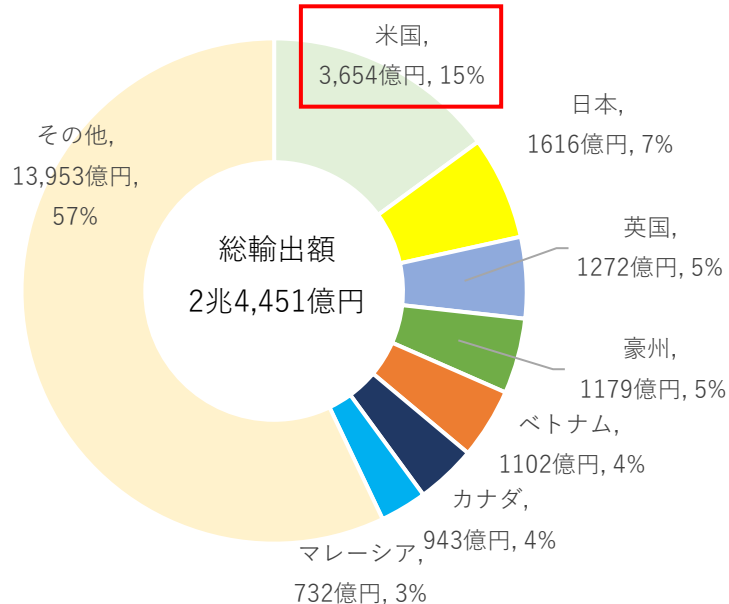
● カナダの対抗措置

- カナダは2025年3月4日、米国からの一部輸入品に25%の追加関税を課す報復措置を発動（9月1日廃止）。
- 同3月12日に鉄鋼アルミ等に25%（9月1日鉄アルミ除き廃止）、4月3日に自動車に25%の追加関税発動。

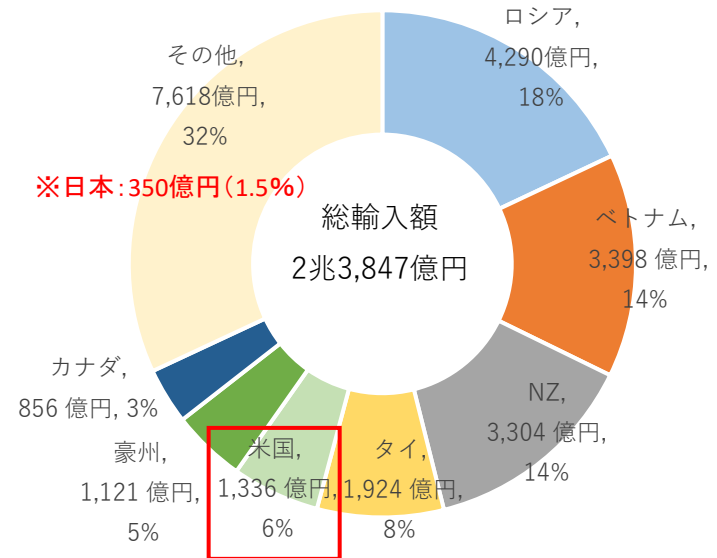
中国の木材貿易

- 中国の木材輸出額は2兆4,451億円(2025年)。主な輸出先は、米国(15%)、日本(7%)、英国(5%)、豪州(5%)、ベトナム(4%)、カナダ(4%)。
- 木材輸入額は、2兆3,847億円(2025年)。主な輸入相手は、ロシア(18%)、ベトナム(14%)、NZ(14%)。日本からは、350億円(1.5%)の輸入。

中国の木材輸出(2025)



中国の木材輸入(2025)



出典: グローバル・トレード・アトラス

- 米国は中国の最大の輸出相手先(金額ベースで15%:3,654億円)。
- 輸入額では、米国はロシア、ベトナム、NZ、タイに次ぐ5番目の輸入先(金額ベースで6%:1,336億円)。

米国国産材増産に係る大統領令（2025年3月1日）のポイント

1 目的

米国内には国内需要を十分に満たすことのできる豊富な木材資源があるが、heavy-handedな連邦政策により利用が妨げられ、海外製品への依存を余儀なくされている。このことは、雇用の創出の妨害、林野火災の増加、魚類や野生動物の生息地の劣化、建設費・エネルギーコスト上昇をもたらし、経済安全保障を脅かしている。米国の国家安全保障と経済安全保障を守るために、輸入依存から脱却し、国内の木材生産を増やすことが不可欠である。

2 内務長官及び農務長官への指令

(a) 本命令の日付から30日以内

内務長官及び農務長官は、木材生産の増加と健全な森林管理を促進し、木材供給の時間を短縮し、供給の不確実性を低減するための指針(guidance)を公表する。また、内務長官及び農務長官は、木材生産及び健全な森林管理の改善に関する権限を拡大する立法案(legislative proposals)を、それぞれ行政管理予算局長官に提出する。

(b) 本命令の日付から60日以内

内務長官は、絶滅危惧種法(ESA)第7項に基づく協議要件について、必要に応じて協議が合理化される立法案を提出する。

(c) 本命令の日付から90日以内

内務長官及び農務長官は、今後4年間にわたって連邦所有地から販売される年間木材量の目標値を百万ボードフィート単位で設定した計画(plan)を、大統領に対して提出する。

(d) 本命令の日付から120日以内

内務長官及び農業長官は、ESA第7項に基づくホワイトバークパインの保護と復元を目的としたプログラムの協議を完了する。

(e) 本命令の日付から180日以内

内務長官及び農務長官は、木材生産、森林管理、林野火災リスク低減に係る行政認可に関連する不必要に長期にわたるプロセス等を削減する。

我が国の木材関税率

HS	品目説明	関税率
4401	チップ、ペレット、薪	0%
4402	木炭	0%
4403	丸太	0%～3.5%
4404	木杭、棒	0%～7.5%
4405	木毛及び木粉	2.5%
4406	枕木	0%
4407	製材	0%～6%
4408	単板	0%～6%
4409	加工木材	0%～7.5%
4410	パーティクルボード・OSB	5%～7.9%
4411	繊維板・MDF	2.6%
4412	合板、集成材	6%～10%
4413	改良木材	7%

HS	品目説明	関税率
4414	木製額縁	3.2%
4415	木製のケース・箱	2.8%～3.9%
4416	樽	2.2%
4417	木製工具	2.2%～2.8%
4418	木製建具、建築用木工品、構造用集成材、CLT、LVL	0%～6%
4419	食卓用品、台所用品	2.7%～4.7%
4420	寄せ木、木製の装飾品	0%～10%
4421	その他の木製品	0%～10%

・HSコード: 国際的に統一された商品分類コードのこと。

・関税率: MFN税率を記載。我が国が外国(米国など)から木材を輸入する際の関税率(EPA税率等除く)。